



昭和二十三年二月十三日  
第千八百八十二號

金曜日

本書ハキヤハ國定規格A列5

### 條 令

#### ◇鳥取縣條例第七號

地方自治法第八條の規定の施行に關する條例を次のように定める

昭和二十三年二月十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

地方自治法第八條の規定の施行に關する條例

第一條 地方自治法第八條第一項の規定による市となる

べき普通地方公共團體の都市的施設及び都市としての要件は、左の通りとする

#### 一 都市的施設

- (一) 警察署、稅務署又は鐵道驛等の官公署があること。

- (二) 公營事業による上水道施設があること。

- (三) 高等學校、圖書館及び劇場等の教育文化施設があること。

- (四) 病院又は診療所等の衛生施設及び社會厚生施設が完備していること。

- (五) 銀行及び主要の會社又は工場があること。

#### 二 都市としての要件

- (一) 大部分が都市計畫法第二條にいう都市計畫區域であること。

- (二) 住民の擔稅力及び當該普通地方公共團體の財力が市としての財政需要に應じ得る見込があること。

- (三) 電信、電話及びラジオ等通信機關の利用が活潑であること。

第二條 地方自治法第八條第二項の規定による町となるべき普通地方公共團體の要件は、左の通りとする。

00815

一 人口四千以上を有すること。  
 二 當該普通地方公共團體の中心市街地を形成してゐる区域内に在る戸數が全戸數の六割以上であること。  
 三 商業その他都市的業態に従事する者及びその者と同一世帯に屬する者の數が、全人口の六割以上であること。

前項各號の基準に該當しなくても、その差が僅少であつて、工業、觀光その他諸般の狀勢からして近くその基準に達する見込が確實であるときは、これを町とすることができると。

補則

第三條 この條例における人口は、官報で公示された最近の人口による。

附則

この條例は、昭和二十三年一月一日から、これを適用する

告示

鳥取縣告示第五十三號

助産婦名簿より次の者を取消した  
 昭和二十三年二月十三日  
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治  
 本籍地 西伯郡高麗村大字安原富四拾六番地  
 開業地 同  
 昭和二十三年二月五日滋賀縣へ轉出により同年二月十日助産婦名簿より取消す  
 田 中 づ ね  
 明治三十九年二月二日生

鳥取縣告示第五十四號  
 助産婦名簿に次の者を登録した。  
 昭和二十三年二月十三日  
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治  
 本籍地 西伯郡春日村大字東八幡二七四  
 現住所及開業地 同  
 昭和二十三年二月三日第一、二四七號  
 幡 原 冬 子  
 大正十四年一月五日生

00816

71800

71800

本籍地 島根縣八束郡法吉村大字比津一四五  
 現住所及開業地 米子市立町三丁目二五 住田延壽方  
 昭和二十三年二月三日第一、二四八號  
 引 野 キクノ  
 明治二十九年三月二十五日生

鳥取縣告示第五十五號

助産婦名簿登録事項中次のように訂正した  
 昭和二十三年二月十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 岡山縣都窪郡菅生村大字字位庄一、一〇六  
 前住所及開業地 米子市加茂町一丁目三五  
 現住所及開業地 日野郡根雨町七三〇

昭和二十三年一月七日住所並びに開業地變更により助産婦名簿訂正方願出たので同年二月三日訂正

大 正 四 年 一 月 三 日 生

前本籍地 東伯郡下北條村大字弓原六四八

現本籍地 東伯郡由良町大字大谷一、二七一  
 現住所及開業地 同  
 昭和二十二年十月二十四日婚姻により前姓「岩本」を「大西」に並びに本籍地變更により助産婦名簿訂正方願出たので昭和二十三年二月三日訂正

訂正

大 正 十 三 年 二 月 三 十 日 生

前本籍地 東伯郡北谷村大字森一、四四〇一

現本籍地 東伯郡北谷村大字森二一〇

現住所及開業地 同

昭和二十二年十二月一日婚姻により前姓「杉本」を「岡部」に並びに本籍地變更により助産婦名簿訂正方願出たので昭和二十三年二月三日訂正

岡 部 千 代 子  
 大 正 十 二 年 七 月 十 五 日 生